環境まつりで楽しく学ぼう！

環境を守る身近な取り組みを楽しく学べる環境まつり。「子どもと一緒に環境について学びたい」「エコな暮らしをしてみたい」など、環境に興味がある人はぜひ参加ください。

◎問い合わせ　環境政策課　☎23-2130

概要

◉日時　10月11日(土)　10時～15時

◉場所　Mallmall(マルマル)まちなか広場、まちなか交流センター、未来創造ステーション

イベント内容

【楽しく学べる体験ブース】

・ソーラートレインで楽しみながら電気を学ぼう

・普段の生活で使うエネルギーの重さを調べてみよう

・ストラックアウトで正しい家電の捨て方を知ろう

・EV車を使用した環境教室

・マスキングテープでオリジナルコースターを作ろう　など

【その他】

使い終わった粘着テープの巻芯を持参すると、先着100人に景品をプレゼント。そのほか、スタンプラリーやステージイベント、アンケート抽選会など、さまざまなイベントを実施します。

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関を利用ください。

詳しくは、市ホームページを確認ください

環境まつり実行委員長
吉村　聡史さん

家族みんなで来場ください！

昨年は2千人以上が来場し、参加者から「子どもが楽しみながら環境について学べた」「早速家でエコな取り組みを始めた」などの声をいただきました。

地球に優しい暮らしは、小さな一歩から。この機会に家族みんなで環境について考えてみませんか。

ご存じですか 森林を生かす仕組み

市の総面積の55%を占める森林。所有者の高齢化や林業の担い手不足により、手入れの行き届かない森林や伐採後植林されない森林が増加傾向にあります。森林は、温室効果ガス削減をはじめとした環境保全や防災、水の浄化など、多くの機能を有しています。今回は、その森林を整備し未来に残すための仕組みについてお知らせします。

◎問い合わせ　森林保全課　☎23-2152

森林を生かし、残す仕組み

森林を着実に整備し未来に残していくため、令和元年度に「森林環境税」および「森林環境譲与税」がつくられ、令和6年度から「森林環境税」の課税が始まりました。

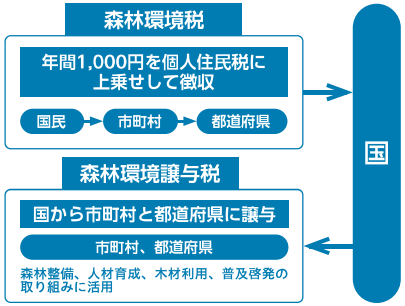

市の取り組み

国から配分される森林環境譲与税は、間伐などの「森林の整備」と、担い手確保や木材利用促進などの「森林の整備促進」に使うことが法律で決められています。

市では森林環境譲与税を活用し、次の事業に取り組んでいます。

・森林経営管理制度の推進

・林業担い手の確保に関する支援

・再造林を推進するための支援

・森林境界明確化の取り組み

・木育の推進　など

※詳しくは、市ホームページを確認ください

都城木青会による市内こども園での木育活動

屋外焼却・不法投棄は犯罪です！

◎問い合わせ　環境政策課　☎23-2130
各総合支所地域生活課

屋外焼却や不法投棄は法律で禁止されています。住みやすい環境を維持するためにも、家庭から出るごみや草木類は、適正に分別し、指定袋でごみ集積場に持ち出しましょう。

※大量のごみは、クリーンセンターに持ち込むか、数回に分けて出してください

屋外焼却

◉違法な屋外焼却はトラブルのもと

屋外でごみや草木類を燃やす行為は「洗濯物に臭いがつく」「煙で咳が止まらない」などの苦情につながり、近隣住民とのトラブルや健康への影響も懸念されます。さらに、火災発生の原因にもなりかねません。

◉発見したら通報ください

屋外焼却を発見したときは、環境政策課や各総合支所地域生活課、または最寄りの交番へ通報ください。

不法投棄

◉「ごみがごみを呼ぶ」不法投棄

空き缶や家庭ごみなどのポイ捨ても不法投棄です。不法投棄は、新たなごみを呼び、大量投棄につながる恐れもあります。また、景観を損なうだけでなく、悪臭の発生や河川の水を汚染し、動植物の生態にも影響を与えます。

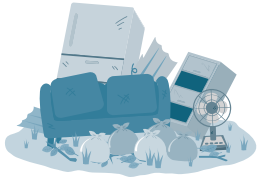

一人一人がルールを守って、ごみを適正に処理しましょう。

◉不法投棄を防ぐ環境づくりが大切

雑草が生い茂っているなど、管理が不十分な土地だと、不法投棄をされる可能性が高まります。

定期的に除草を行い、必要に応じて柵などを設置し、ごみを捨てさせない環境をつくりましょう。

ルールを守って 犬や猫と共に暮らそう

犬や猫と共に暮らす際は、周囲に迷惑を掛けないよう配慮し、「命」の尊さを十分に理解した上で、最後まで責任を持って飼いましょう。

◎問い合わせ　環境政策課　☎23-2130

飼い主のあなたはできていますか

◉飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬を迎えた時は、必ず飼い犬の登録を行い、年1回の狂犬病予防注射をしましょう。

◉猫は屋内で飼育

屋外で飼うと、交通事故や感染症などの危険性があります。また、近所とのトラブルの原因になることもあります。

◉避妊・去勢手術

手術を受けさせることで、思いがけない繁殖を避けることができます。また、病気の予防や性格が穏やかになるなどの効果もあります。

◉ペットのトラブルは飼い主の責任

ペットの鳴き声や臭いなどで近隣に迷惑を掛けていないか注意しましょう。ペットが排泄した時は必ず飼い主が始末しましょう。

ご存じですか「さくらねこ無料不妊手術事業」

公益財団法人どうぶつ基金が行っている、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、「さくらねこ」として命を全うできるよう支援する本事業。どうぶつ基金が発行するチケットを利用することで、無料で飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせることができ、飼い主のいない猫への苦情や殺処分を減らすことができます。

市では、本事業の行政枠の無料チケット交付窓口として、随時申請を受け付けています。詳しくは、どうぶつ基金ホームページを確認ください。

※手術後に特定の人の飼い猫となる予定の猫は助成の対象外